

City Net

— 市 有 物 件 だ よ り —

第21号

平成23年1月

(毎年1月・8月発行)



発行

社団法人 全国市有物件災害共済会

発行人 岡本 雅博



平成22年12月17日臨時理事会

もくじ

臨時理事会における理事長挨拶……………(社)全国市有物件災害共済会理事長(大阪市長)	平松 邦夫	2
十二月開催臨時理事会の概要……………		3
平成二十二年度各支部事務連絡協議会……………		4
第十二回「都市防災推進セミナー」……………		5
委託物件あれこれ「博多座」(福岡市)……………		6
防災専門図書館だより……………		7

臨時理事会における理事長挨拶

建物共済分担金基率の引下げと

公益社団法人への移行について

社団法人 全国市有物件災害共済会理事長(大阪市長) 平松 邦夫

本日の臨時理事会の開催にあたり、皆様方には、年末の何かとご多用のところ、ご出席を賜り、誠に有難うございます。

さて、本日の理事会は、本会定款、第二十五条の規定に基づきます共済基金分担金基率の見直しに係る「建物総合損害共済業務規程」の改正等に関する議案、ならびに、本会が現在取り組んでおります公益社団法人への移行申請に係る「公益社団法人全国市有物件災害共済会定款案」の草案を議案としてご提案いたしますとともに、この間の取組み状況につきましてご報告



いたしますため、皆様方のご参加をお願いしたところであります。

共済基金分担金基率の見直しにつきまして、本年六月に開催いたしました平成二十二年度の通常総会におきまして、私より「現下の厳しい地方財政下において、大変なご苦勞をされておられる会員各市のご負担をより軽減する観点から、共済基金分担金基率の見直しを鋭意検討する。」との旨を申し上げたところであります。

このことにつきまして、会員各市におけます昨今の厳しい財政状況はもとより、公益社団法人への移行に向けて検討いたしましたまいりました各種準備金水準のあり方も踏まえて検証し、本日の理事会におきまして、建物共済基金分担金基率の引下げをご提案することいたしました。

一方、新公益法人制度の対応につきまして、平成二十二年

七月に開催いたしました理事会におきましてお示ししました今後の公益社団法人への移行申請等に向けたスケジュールに基づきまして、この間、外部有識者も活用しながら諸課題への対応に精力的に取り組んでまいってきております。

中でも、移行申請に際して柱とも言うべき、現行定款の全部変更による公益社団法人全国市有物件災害共済会定款案につきまして、現時点における「草案」として、本日、提案させていただきます。

なお、この定款案につきましては、最終的な審議及び決議は、来年度の次期通常総会におきましてお諮りすることといたしますが、定款変更に係る骨格的部分は概ね完成しておりますことから、「定款案」の草案につきまして、報告事項ではなく決定事項として取り扱うことといたしますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、この間の取組み状況でございますが、公益社団法人移行に係る認定要件に適合させますため、事業のあり方や役員等ガバナンスのあり方に係る諸課題につきまして検討を進めてま

いりました。

事業のあり方につきまして、公益目的事業全体の位置づけや、同事業における収支相償を満たすために、本会が実施する相互救済事業として適正な準備金の水準及び収益事業の経営改善につきまして検討を行い、一定の具体的方策を整理してまいっております。

役員等ガバナンスのあり方につきましても、役員定数及び選任方法、理事会運営、組織体制に関しまして、同様に検討をまい、具体策として整理してまいっております。

役員定数及び選任方法につきましては、公益社団法人への移行後は、理事会への役員本人の出席が求められますことから、理事の定数を大幅に見直すとともに、会員市から選任される理事の選任方法につきましては、市長のみならず、副市長等からも選任できるように見直すことといたしております。また、監事につきましても、定数の見直しを図るとともに、現行の会員市長からの選任を改め、すべて学識経験者から選任するよう見直すことといたしております。

加えて、組織体制の見直しに

平成二十二年十二月十七日臨時理事会の概要

日時

平成二十二年十二月十七日

場所

十四時

ヴィアール大阪

安土の間 二階

出席者数 理事数

三十八名

出席者数

二十八名

(含代理出席及び書面表決)

議題

一 議案第二号 建物総合損害共済業務規程の一部を改正する規程案

二 議案第三号 自動車損害共済基本業務規程の一部を改正する規程案

三 議案第四号 自動車損害共済総合業務規程の一部を改正する規程案

四 議案第五号 公益社団法人全国市有物件災害共済会定款案(草案)

五 報告第三号 公益社団法人への移行申請に向けた取組み状況について

議事の要領

平松理事長(大阪市長)の開会挨拶の後、岡本雅博常務理事は、次のように説明した。

「建物共済業務規程の改正は、分担金基率の引下げと保険法の施行に合わせ消滅時効規定を設けることとした。このうち分担金基率の引下げは、従来、基率の10%相当額を異常危険準備金積立分としてきたが、現行の準備金額が規定の上限額に達したこと等により、積増しを止めたこと、また直近の十年度間の実績損害率の低下に伴い、合わせて約十九%の引下げが可能となったため、これを原資とし、一般物件・住宅物件合計で十九%、金額で十一億五千万円余の引下げを行い各市の負担軽減に努める。

また、消滅時効の規定については、建物共済で新たに設けるほか、自動車共済では現行二年となっている規定を三年に改め

る。

続いて公益社団法人への移行に向けて、平成二十二年七月開催の臨時理事会において、平成二十三年六月開催予定の次期通常総会に定款変更を含め、最終的な移行申請に係る最終的な決議を行っていただいた後、移行申請する旨を申しあげた。については、今回の理事会では、移行申請にあたり骨格となる定款案を草案という形で提案し、會員市の皆様にご周知申しあげた上で、會員市の皆様のご意見を伺って必要に応じて精査を行い、次期通常総会において、最終の定款案として改めて提案したい。」と述べた。

審議の後、提案された定款案(草案)が決議され、また報告第三号「公益社団法人への移行申請に向けた取組み状況について」が承認され、閉会した。

つきましては、公益社団法人への移行後は、業務執行の決定権限等が理事会や代表理事に集中することになりますため、現行の本部及び支部事務局につきましては、ともにこれらの補助機関としてまいりたいと存じます。

しかしながら、これまで支部長市が果してこられた役割を踏まえ、定款案におきまして、「公益社団法人移行後の理事会及び代表理事の権限に抵触しない範囲で、任意機関の設置ができる。」旨の定めを置くこととし、今後とも、本会の運営に対し、助言等、幅広い見地からの示唆を行い得る仕組みについて、さらに検討してまいります。

新公益法人制度への対応につきましては、引き続き、外部有識者も積極的に活用しながら、公益社団法人への移行申請に向けた手続きを鋭意進め、次期総会におきまして、最終的な決議を頂戴したいと存じますので、皆様方におかれましては、今後益々のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

定款案（草案）の主なポイント

- (1) 目的・事業
 - 「公益性」を明確に記述し、「目的」を掲記
 - 「公益目的事業」、「収益事業」は関係法令に従った構成に
- (2) 総会及び理事会
 - 権限・総会・理事会の権限を関係法令に基づき整理
 - 理事会運営・いわゆる「一般社団・財団法人法」第九十一条第二項「ただし書き」規定（年二回）を適用すべく、必要事項を明記
 - (3) 理事、監事等
 - 定数・理事二五〜四一名（うち会員理事四〇名）↓
 - 理事一五〜二五名（うち会員理事二〇名）
 - 選任方法・理事会への本人出席が必要なこと等か
- (4) 代表理事の構成
 - 役員報酬について、総会で決議すべき事項について定款で明記
 - 代表理事は三名（理事長、理事長職務代理人、常務理事）
 - 代表理事は全員が代表権を有し、対外的には代表理事三名が連帯して責任を負う。
- (5) 組織体制（支部の廃止）
 - 業務執行権限が、理事会・代表理事に集中するため、事務局機能を整理し、支部は廃止
 - 支部長市が果してきた役割を考慮し、今後とも、助言等を行い得る仕組みにつき、定款案で規定する「権限を持たない任意機関」（理事会で決定）として、位置づけを検討

決議されました「定款案（草案）」の内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、次の照会先までお寄せください。

info@city-net.or.jp
 TEL. (03) 5216-8712
 総務部 小林・間嶋まで

平成二十二年度支部事務連絡協議会開催

平成二十二年度各支部事務連絡協議会は、昨年の八月から十一月に各市の共済事務担当者の出席のもと支部ごとに開催されました。支部長の挨拶に続き、岡本常務理事から事業の概況等についての報告を行いました。

その中で本会の共済事業は「一市は全市のために全市は一市のために」という相互救済理念のもと建物・自動車の低廉な分担金による共済の実施により各市財政の負担軽減に寄与するとともに万が一の被災の際には、迅速かつ適正な災害共済金をお支払いすることに より市の財産の保全に資することを本会の使命としている旨を説明しました。

また公益制度法人改革について公益社団法人への移行申請に向けた準備に精力的に取り組んでいることを説明し今後の市の皆様の支援・協力をお願いしました。続いて本部事務担当者より共済事業の現況及び新公益法人制度への本会の対応について、報告しました。

第十二回 都市防災推進セミナー

「第四回 日本耐震グランプリ」

「まち場から進める耐震化・家具固定」

「災害は忘れたころにやってくる…」

昔から言い古されたお話ですが、傍聴させていただき、改めて実感いたしました。

今年の第十二回都市防災推進セミナーは、昨年十一月十一日(木)に、「来るべき大規模な地震災害の被害を(何とか)最小限に食い止めることが出来るのではないだろうか」という点にスポットをあて、地域から耐震の活動を続けておられる方々の様子などが紹介されました。

まず総務省消防庁の横田防災課長から基調講演として、「いつ何時でも発生する可能性のある地震列島・日本」の状況を、様々な指標等も交えながらお話

いただきました。

午後からは、「第四回 日本耐震グランプリ」の表彰が行われ、グランプリとして「利用者目線の耐震促進と助成制度を行政と共に創る」、社団法人東京都建築士事務所協会足立支部が受賞されました。こちらの活動は、一般の人にとり「あまりよくわからない」耐震診断とそれに基づく耐震工事設計・施工を、行政の補助制度(業者さんへのインセンティブ)と、ご近所の建築屋さんの地道かつ親身になった営業活動が、大きな耐震工事数の増という形で現れてきたというものです。

この後、パネルディスカッションとなり、グランプリの審査委員長で、首都大学東京の中山一樹教授にコーディネーターを務めていただき、学校、地域等で活動されておられる各位がパネリストとなられ、熱心な議論が繰り広げられました。

悲しい話ですが、阪神・淡路

大震災では六千人を超える尊い犠牲がありました。そのうち約五千五百人の方は、地震発生後ほぼ十五分以内の死亡、すなわち「即死」の状態であり、その原因が「家具転倒や家屋倒壊による下敷き」であった一方、同じ震度七である、平成十六年十月に発生した中越地震において同じ統計を調べたところ、

「ほぼ即死」の方の比率は、ほぼ十分の一の状況であることが紹介され、「北国では古い家屋でも豪雪対策もなされ、倒壊家屋が少なく、結果として火災も少なかった。」と述べられ、「建物を壊さない」ことが、「いのちをつなぐ」とともに、震災後の「生活も壊さない」ことにもつながると訴えておられました。

また、都心部に多い高層マンション(概ね四階建て以上)では、確かに「免震構造」にはなっているものの、ご承知のとおり、低層階に比べとんでもな

い「揺れ」が発生し、その結果、「家具が暴れる」状況になることから、家具固定の大切さを説いておられました。

耐震工事や家具固定の重要性というものは、多くの方が認識しておられるものの、やはり「費用とその効果」について、「二の足を踏む」実態となっていますが、それを何とかして「突破しよう」という熱意にうたれたことをお伝えして、皆様へのご案内といたします。



「第4回 日本耐震グランプリ」受賞者

委託物件
あれこれ

「博多座」

福岡市

一九九九年六月三日に開場した博多座は、「芸どころ博多」にふさわしい歌舞伎・ミュージカル・商業演劇（座長芝居）など、月替わりで様々な演目が公演される、博多リバレイン内にある九州最大級の劇場です。

三層構造の客席は、どの席からでも迫力ある舞台を楽しむことができ、座席数は一、四九〇席（最大）もあり、東京・大阪などで注目を集めた公演をいち早く見られるとあって、広く人気を集めています。

博多座は、あらゆる演劇ジャンルに対応可能な「演劇専用劇場」として設計されており、演目により「回り舞台」「花道」「袖花道」「奈落」「オーケストラピット」「鳥屋」などが設置されます。これらの設備を全て兼ね備えた劇場は、全国でも博多座だけです。

設計段階から、『ミス・サイゴン』や『レ・ミゼラブル』などの大型ミュージカルにも対応できるように、奈落の深さや舞台の大きさも配慮されています。

また、花道部分の天井内に宙乗りに必要な設備が備え付けられ、スーパーステージの上演も容易に行うことができ、ミュージカル上演時には、生オーケストラにより演奏が行われます。毎年六月の歌舞伎興行では、博多座の隣を流れる博多川で歌舞伎役者などによる「船乗り込み」が行われます。また、十二月を「市民檜舞台の月」として一般市民に開放しており、「博多をどり」も毎年ここで行われています。

博多座の正面玄関ロビーにある喫茶コーナーでは、毎月公演演目に合わせた「博多座ケーキ」がいただけるそうです。他にも、「博多座あんぱん」・「梅ヶ枝餅」・「ぬれおかき」なども各フロアで販売しています。ご賞味あれ!!

委託物件
名称
博多座
劇場
舞台機構設備
音響設備
照明設備
緞帳



<博多座正面入口>



<劇場内部>

<船乗り込み>



<階段下に飾られた山笠>



<博多座外観>

所在地 福岡市博多区下川端町2-1
電話 092-263-5858
交通 J R博多駅より西鉄バス約15分・西鉄天神バスセンターより西鉄バス約10分
川端町・博多座前下車すぐ
地下鉄空港線・箱崎線の中洲川端駅7番出口直結

ここに掲載した写真・資料は福岡市からのご提供によるものです。

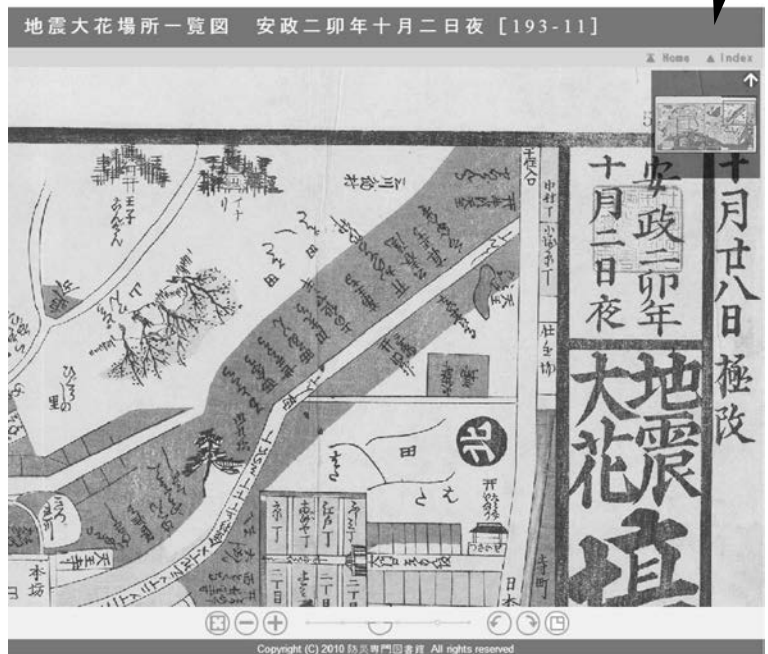
防災専門図書館だより

『防災専門図書館所蔵
火災・地震関係かわら版』
Webコンテンツ発表！

『防災専門図書館所蔵 火災・地震関係かわら版』を、Webコンテンツとしてホームページに公開します。長い間、書庫の奥深く秘蔵していましたが、これら、防災専門図書館のお宝である「かわら版」の九十点が、いつでもどこでも見ることができます。



上の分類の項目をクリックすると、右の内容画面になります。



この右の内容画面は、分類最後の安政江戸地震を集めたものです。二番目の画像を選び、拡大したものがこの右下の図になります。右上隅の四角で囲まれた部分を拡大していますが、この倍率はさらに上げることが可能で、路地や大名屋敷の名前がはっきりと読み取れる、高精細画像の威力を実感することができます。

当時のこのような木版刷りの災害情報、今も墨色鮮やかに読み取れることに感嘆します。

本会ウェブサイトの防災専門図書館のページから、是非アクセスしてください。

<http://www.city-net.or.jp/library.htm>

東京でのご宿泊・会議・ご宴会に



都市センターホテル(日本都市センター会館内)は、会員各市の市長、職員の皆様のご利用に支えられ、早くも本年6月には新会館オープン12年となります。

客室は、高速インターネットサービスを完備し、禁煙フロアもご用意しております。

また、最大750人収容のホール・会議室26室を備え、全国都市及び関係団体の多様なニーズに対応できるようにしています。

ご宿泊料金 (市職員割引料金)

■ シングル	8,316円(税サ込)～
■ ツイン	13,860円(税サ込)～
■ トリプル	16,285円(税サ込)～

ほかに市職員ご家族の宿泊割引料金もご用意しております

味わいの空間

くつろぎの空間



都市センターホテル

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1
 TEL(03)3265-8211 FAX(03)3262-1705
 宿泊予約直通(03)5216-8801
www.toshicenter.co.jp

発行

社団法人 **全国市有物件災害共済会**

102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-1 TEL(03)5216-8712
<http://www.city-net.or.jp>